

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 八千代市包括施設管理業務委託
- 2 履 行 場 所 八千代市高津390-277 高津南保育園 ほか
- 3 履 行 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 業 務 委 託 料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契 約 保 証 金

上記の委託業務について、委託者と受託者は次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者 八千代市大和田新田312番地の5
八千代市
八千代市長 服 部 友 則

受託者

業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 受託者は、別添仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に委託業務を完了しなければならない。
- 2 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約の保証)

第2条 受託者はこの契約を締結したときは直ちに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）第146条第3項各号のいずれかに該当するときは、委託者は、受託者に契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる（以下「契約保証金の減免」という。）。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（財務規則第130条第2項各号に規定する有価証券等をいい、当該有価証券等の価額は、同項各号の規定による。）の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金、担保となる有価証券等又は財務規則第146条第3項第1号に規定する履行保証保険の額は、委託料の100分の10以上としなければならない。

3 受託者は、財務規則第146条第3項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したことによって、契約保証金の減免を受ける場合は、当該履行保証保険契約の締結後、直ちに当該保険証券を委託者に寄託しなければならない。

4 受託者は第14条第2項若しくは第3項に定める検査に合格後又は第22条、第25条若しくは第26条の規定により契約が解除されたときは、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は第3項の保険証券の返還を委託者に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を

知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して、要した費用を負担しなければならない。

(委託業務の調査等)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の調査、又は報告により受託者の委託業務の実施が仕様書等、契約の内容を満たしていない場合は、受託者に対して委託業務の是正、改善又は補完を請求することができる。

3 受託者は、前項に定める請求を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議して定める。

(条件の変更等)

第9条 受託者は、委託業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面が一致しないこと（優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 仕様書等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会い

を得ずに行うことができる。

3 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があるときは、委託者は仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

4 前項の規定により、仕様書等に訂正又は変更が行われた場合において、委託者は必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議して定める。

(契約の履行の一時中止)

第10条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は委託料を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(期間の延長)

第11条 受託者は、天候の不良等その責に帰すことができない理由により履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者が協議して定める。

(臨機の措置)

第12条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、

受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議して定める。

(検査)

第14条 受託者は、委託業務を完了したときは、その旨を遅滞なく委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に委託業務の成果について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となったときは、受託者は、遅滞なく補正を行い委託者の再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。

(委託料の支払)

第15条 受託者は、前条の検査に合格したときは、仕様書等の支払条件により、委託者に対し書面により委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、受託者から前項の規定による委託料の支払請求があったときは、その日から30日以内に、受託者に支払わなければならない。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を何ら変更することなく、委託料に相当する消費税及び地方消費税の額を加減して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第17条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の

根拠等，当該請求等の根拠を示して，委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 委託者は，第1項又は第2項の請求等を行ったときは，当該請求等の根拠となる契約不適合に関し，民法の消滅時効の範囲で，当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は，契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず，契約不適合に関する受託者の責任については，民法の定めるところによる。
- 6 第1項の規定は，契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは，委託者は契約不適合を理由として，請求等を行うことができない。ただし，受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（委託者の催告による解除権）

第18条 委託者は，受託者が次の各号のいずれかに該当するときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りではない。

- (1) 正当な理由なく，契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 監督又は検査に際し，監督員又は検査員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 正当な理由なく，第16条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する委託料の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第19条 委託者は，受託者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第25条又は第26条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第24条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が，アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に，委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め，受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は第19条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，委託者は，前2条の規定による解除をすることができない。

（委託者の任意解除権）

第21条 委託者は，契約の履行が完了しない間は，第18条及び第19条に規定する場合のほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

2 委託者は，前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。ただし，この契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

（協議解除）

第22条 委託者は第18条，第19条及び第21条第1項に規定する場合のほか，必要があるときは，受託者と協議の上，契約を解除することができる。

（委託者の損害賠償請求等）

第23条 委託者は，受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は，これに

よって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき。
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第18条又は第19条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受託者の責に帰する理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると委託者が認めるときは、受託者から遅延損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 3 前項の遅延損害金の額は延長した日数に応じて委託料に対し、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率（以下「財務大臣が定める率」という。）を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、第1項の損害賠償に代えて、委託料の100分の10に相当する額を違約金として受託者に請求することができる。その場合（第19条第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- (1) 第18条又は第19条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合。
 - (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等
- 6 第1項各号及び第4項各号に定める場合（第5項の規定により同項各号が第4項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項各号及び第4項各号の規定は適用しない。
- 7 委託者は、実際に生じた損害が契約保証金若しくは契約保証金相当額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 8 委託者は、第1項の規定により契約を解除する場合において、受託者の所在を確認できないときは、委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通知に代えることができるものとする。この場合における当該効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第24条 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における委託料の100分の20に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払われなければならない。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁

止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
(受託者の催告による解除権)

第25条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第10条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は第26条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(受託者の損害賠償請求等)

第28条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条、第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責に帰する理由により、第14条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数を、第15条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、受託者は、その超過日数に応じて当該委託料に対して財務大臣が定める率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払を委託者に対して請求することができる。

3 委託者が、その責に帰する理由により第15条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、委託者はその遅延日数に応じ、前項の遅延利息を支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第29条 委託者は、第18条、第19条、第21条、第22条、第25条又は第26条の規定により、この契約が解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した出来高に相当する委託料を受託者に支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 受託者は、この契約の作業の実施に当たり、委託者から支給資材又は貸与品があるときは、原状に復して委託者に返還しなければならない。

3 受託者は前項の場合において、受託者が委託者に返還する支給資材又は貸与品が受託者の故意若しくは過失により滅失又はき損している場合は、代替品の納入又は損害の賠償をするものとする。ただし、あらかじめ委託者が原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

4 受託者は、この契約の作業を委託者の所有する建物又は用地で実施するに当たり、その一部又は全部に受託者の所有物又は管理物である仮設建物、機械器具、事務用品その他の物件を委託者の承認を得て設置しているときは、速やかに物件を撤去し設置場所を修復し、原状に復して委託者に明け渡さなければならない。ただし、あらかじめ委託者が原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

5 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、当該物件を撤去又は修復せず、原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、当該設置場所を原状に復することができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(履行期間満了に伴う受託者の原状回復)

第30条 受託者は、契約書記載の履行期間が満了したときは、この契約の作業の実施に当たって委託者から貸与品があったとき、あるいは委託者の建物又は用地に受託者の所有物又は管理物である物件を設置したときは、前条第2項から第5項の規定を準用し、委託者の貸与品、あるいは委託者の建物又は用地を原状に復しなければならない。

(秘密の保持等)

第31条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

2 受託者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第32条 この契約について訴訟等が生じたときは、委託者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の解決)

第 3 3 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、財務規則及び関係法令によるほか、委託者と受託者が協議して定める。